

新旧対照表（東邦 Always カード<VISA>ご利用規定集）

改訂前	改定後
東邦Alwaysカード〈VISA〉会員規約	
<p>第15条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>①会員の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>②損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>③会員の家族・同居人・銀行から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>④会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>⑥カードショッピング、キャッシングリボ及び海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、銀行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと銀行が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>第15条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、銀行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>①会員の故意または重大な過失に起因する損害</p> <p>②損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>③会員の家族・同居人・銀行から送付したカードまたはチケット等の受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>④会員が本条第4項の義務を怠った場合</p> <p>⑤紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>⑥カードショッピング、キャッシングリボ及び海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、銀行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと銀行が認めた場合はこの限りではありません。）</p> <p>⑦<u>会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第16条（カード利用の一時停止等）</p> <p>記載なし</p>	<p>第16条（カード利用の一時停止等）</p> <p><u>9. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>
<p>第24条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第28条第1項第7号または第8号の事由により<u>会員資格を取消された</u>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債</p>	<p>第24条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第28条第1項第7号または第8号の事由に<u>該当したことが判明</u>した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債</p>

新旧対照表（東邦 Always カード<VISA>ご利用規定集）

改訂前	改定後
債務の全額を支払うものとします。	務の全額を支払うものとします。
第28条（会員資格の取消）	第28条（会員資格の取消）
<p>3. 会員資格を取消されたときは、銀行が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカード及びチケット等銀行から貸与された物品を銀行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は銀行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>4. 銀行は、会員資格の取消しを行った場合、カード及びチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて銀行に返還するものとします。</p> <p>5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用された時（会員番号の使用を含みます）は当該使用によって生じたカードに係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p><u>3. 銀行は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する銀行が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、銀行と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p> <p>4. 会員資格を取消されたときは、銀行が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカード及びチケット等銀行から貸与された物品を銀行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は銀行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 銀行は、会員資格の取消しを行った場合、カード及びチケット等の無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて銀行に返還するものとします。</p> <p><u>6. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用された時（会員番号の使用を含みます）は当該使用によって生じたカードに係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。</u></p>
反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意	反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意
<p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含みます。以下同じです。))は、次の①に規程する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、<u>会員資格が取り消された</u>場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。</p>	<p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含みます。以下同じです。))は、次の①に規程する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。</p>
改訂日	改訂日
(2023年4月改定)	<u>(2024年4月改定)</u>

新旧対照表（東邦 Always カード<VISA>ご利用規定集）

改訂前	改定後
ETC カード特約（個人用）	
<p>第 8 条（会員保障制度）</p> <p>(6) 前条 2 項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の 6 1 日以前に生じた損害</p> <p>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(8) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>第 8 条（会員保障制度）</p> <p>(6) <u>会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>(7) 前条 2 項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の 6 1 日以前に生じた損害</p> <p>(8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>(9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
<p>第 1 2 条（再発行）</p> <p>1. ETCカードの再発行は、銀行所定の<u>届け出を提出していただき</u>銀行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は銀行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第 1 2 条（再発行）</p> <p>1. ETCカードの再発行は、銀行所定の<u>方法で届け出を行い、</u>銀行が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は銀行所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>規約末尾</p>	<p>規約末尾</p>
<p>記載なし</p>	<p><u>ETC システム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ETC システム利用規程</u></p> <div data-bbox="1554 831 1704 983" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</p> <p style="text-align: center;"><u>ETC システム利用規程実施細則</u></p> <div data-bbox="1547 1137 1711 1305" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</p>
<p>(2022年4月改定)</p>	<p>(<u>2024</u>年4月改定)</p>

新旧対照表（東邦 Always カード<VISA>ご利用規定集）

改訂前	改定後
iD会員特約（携帯型：個人用）	
第12条（会員保障制度）	第12条（会員保障制度）
(7)前条第2項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の61日以前に生じた損害。 (8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。 (9)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害。	(7) iD会員（携帯型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害がiD会員（携帯型）の過失に起因する場合 (8)前条第2項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の61日以前に生じた損害。 (9)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。 (10)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害。
改訂日	改訂日
（2020年10月改定）	（ 2024年4月 改定）
iD会員特約（専用型：個人用）	
第11条（会員保障制度）	第11条（会員保障制度）
(7)前条第2項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の61日以前に生じた損害。 (8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。 (9)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害。	(7) iD会員（専用型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害がiD会員（専用型）の過失に起因する場合 (8)前条第2項の紛失・盗難の通知を銀行が受領した日の61日以前に生じた損害。 (9)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。 (10)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害。
第14条（再発行）	第14条（再発行）
銀行は、専用カードの紛失・盗難の場合には、iD会員（専用型）が銀行所定の 届出を提出し 銀行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、iD会員（専用型）は、銀行所定の再発行手数料を支払うものとします。	銀行は、専用カードの紛失・盗難の場合には、iD会員（専用型）が銀行所定の 方法で届け出を行い 、銀行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、iD会員（専用型）は、銀行所定の再発行手数料を支払うものとします。
（2020年10月改定）	（ 2024年4月 改定）